

令和6年度相談支援従事者初任者研修（部分受講）実施要項

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するために、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図るうえで必要な地域の障害者等の意向に基づく地域生活支援を実現するために必要な医療、保健、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術とその理論を理解し、サービス管理責任者等基礎研修を受講するための基礎知識の習得を図ることを目的とする。

2 主催

香川県

3 対象者

指定障害福祉サービス事業者においてサービス管理責任者として配置しようとする者又は指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者（サービス管理責任者等基礎研修を受講しようとする者）で、オンラインで行う講義（eラーニング）の受講環境を各自で確保できる者。

4 定員

90人程度（申請多数の場合は、受講者の調整を行う場合がある。）

※同一法人から複数名の申請を行う場合には、優先して受講させたいものを指名すること。

5 日程及び内容

(1) 日程

開講期間：6月10日（月）午前9時～6月27日（木）午後6時

(2) 内容

①受講決定後、eラーニング受講までにテキストを各自が注文し購入

※テキストは業者が受注し発送まで2週間程度かかる場合もあることから、受講決定通知を受け取ったら早めに注文すること。

②開講期間内にeラーニング（計11時間）の視聴

1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義
 - ・相談支援（障害児者支援）の目的（1時間30分）
 - ・相談支援（障害児者支援）の基本的視点（2時間30分）
 - ・相談支援に必要な技術（1時間）
2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義
 - ・相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス（1時間30分）
 - ・相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点（1時間30分）
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福

祉法（以下「障害者総合支援法等」）の理念・現状とサービス提供及びその他関連する法律等に関する理解（1時間30分）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本（1時間30分）

※計11時間の長い視聴時間となるため、計画的に受講すること。

- ③e ラーニング視聴受講後、定められた様式でレポートを手書きで作成し、定められた期限7月9日（消印有効）までに事務局へ郵送で提出すること。（郵送に限り受け付ける。持参等は不可とする。）その際に受講証明書返信用封筒（A4サイズが入る定形外角形2号封筒に受講証明書送付先の住所を記載し140円切手を貼ったもの）を同封すること。なお、同一事業所から複数名の受講レポートを郵送する場合、受講者1名につき1返信用封筒を同封する必要がある。

※障害等により手書きが難しい事情がある場合には、申請時にその旨を事務局に相談すること。

6 会場

- e ラーニングを視聴できる環境（インターネット通信が可能な物理的環境）を各自で整え、各自で期間内に視聴受講すること。

7 受講料

研修代 2,000円

※各自がレポートを提出し、事務局がその内容を確認、納入通知書を送付するので各自で指定金融機関において期日までに納付すること。

※テキスト購入、eラーニング視聴に係る通信料等は自己負担とする。

8 申請方法

電子申請（香川県 電子申請・届出サービス）にて期間内に申請を行うこと。

（郵送、FAX、メール不可）

必ず、「実施要項」、「受講申請前に必ずお読みください」を確認のうえ、申請すること。

申請可能期間

**令和6年5月1日（水）午前9時から令和6年5月14日（火）午後5時まで
（締切を過ぎると申請が不可能となる）**

○川部みどり園ホームページ「令和6年度相談支援従事者初任者研修（部分受講）」

[福祉関係研修等事業 | 香川県 \(kagawa.lg.jp\)](https://www.pref.kagawa.lg.jp)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorien/jigyoindex.html>

※システム上、期日を過ぎての申請は受け付けられません。

※上記URL、もしくは川部みどり園のホームページにある申請用URL、QRコードから申

請してください。

※「利用者登録」を行わなくても申請できます。

※申請完了後は申込完了通知が申請したメールアドレスに自動的に送信されます。

通知が届かない場合は必ず事務局まで御連絡ください。

9 受講証明書の交付

内容を事務局が妥当と判断した手書きのレポートを期限までに提出した者、かつ受講料を期限までに納付した者に対して受講証明書を交付する。

※他県でサービス管理責任者等基礎研修を受講したり、サービス管理責任者・児童発達管理責任者として県内の指定権者に登録する際に「受講証明書」の提出を求められる場合があるので、発行した受講証明書は各自で厳重に保管すること。

10 留意事項

申請者及び受講決定者、受講証明書発行者の情報について、香川県内自治体の障害福祉担当部署と情報共有することがあるため、予め了承した上で申請すること。

11 受講の決定

受講可否決定は香川県立川部みどり園が行い、5月21日（火）までに申請者宛に電子メールで通知する。

12 問い合わせ先

香川県立川部みどり園 地域生活支援課 沼田

〒761-8046 高松市川部町418

TEL 087-885-8600